

地域での取組と課題

より健康に配慮した食物提供とそれに伴う情報提供という面では、「健康日本21」地方計画を受けて、外食におけるヘルシーメニュー（適切な食生活改善のためのバランスのとれたメニュー）の提供、飲食店等と連携した外食料理の栄養成分表示の推進等の事業が各地で推進されている（事例2、3、4、6）が、関係者がその必要性を十分に理解していない、或いは住民にそうした必要性の認識が弱いなどの理由から、順調な協力店舗数の増加や、利用者の増加といった状況には至っていない。また、都市部か農山漁村部かといった地域特性や、地域の主要産業との関連で、こうした事業を展開する試みもみられており、今後の成果が期待される（事例1、7）が、事業の評価は、プロセス評価に留まる場合が少なくない。今後は、食環境整備が住民の健康水準やQOLの向上にどのような効果を有するのか、科学的に検証するための方法論が必要とされている。

また、住民への学習の機会の提供という面では、地域の食材を利用した健康づくり教室や糖尿病予防教室など地域のボランティアとの連携や保険者との連携による学習の機会の提供が行われてきている（事例7）。また、地域と学校の連携、地域と職域の連携による学習の機会の提供が重要とされ、積極的に取り組む自治体もみられるようになった。また、地域の商店街、学校等と協働し、保健所がコーディネーターとなって、健康的なまちづくりの中に、情報へのアクセスと食物へのアクセスの両者を統合した食環境整備の取組と評価も、現在、研究として試みられている（事例5）。各地域で行われている取組の手法や評価結果について、十分に情報交換できる機会が必要である。

関係団体、民間企業での取組と課題

健康づくりの観点から、飲食店、給食サービス企業、関係団体等による健康に配慮した食事の提供、食品製造業者による健康に配慮した食品の開発等が行われてきている。食品産業関係団体等においても、提供する料理の栄養成分等の情報を提供する必要性についての認識が高まっており、大手企業を中心に、ホームページやリーフレット等での栄養情報の提供が行われてきている（事例9、12）。

また、管理栄養士等による地域活動、食生活改善推進員など地域のボランティアによる住民に身近な場での学習の機会の提供、保険者による学習の機会の提供なども積極的に行われている（事例 7、8）。

さらには、専門家同士の横のつながりや、自治体、企業、マスコミ等の多様な関係者間での栄養・食生活に関する情報の共有、わかりやすい情報提供などのムードづくりや働きかけ（ムーブメント）も行われてきている（事例 10、11）。

しかしながら、中高年層や食事管理が必要な病態にある人など、健康に関心の高い集団での認知や情報の活用は増えているが、健康に関心が薄い層への浸透は未だ十分とはいえない。また、団体や企業、その従事者によって、健康への関心に大きな差がみられることも事実である。

（2）国際的な動向について

生活習慣病は、先進国のみならず、多くの発展途上国においても人々の健康を損なう大きな問題であり、栄養・食生活及び身体活動等の対策を、ヘルスプロモーションの考え方に基づいて推進することが全世界的な課題となっている。すでに、先進諸国を中心として多くの国でこれらの対策が行われているが、WHOは地球規模で、栄養・食生活や身体活動を通じて生活習慣病の予防を強力に推進することを目的として、「食生活、身体活動と健康に関する全世界戦略」（Global strategy on diet、physical activity and health）を提案している。その案の中で、食環境面からの働きかけとして、次のような取組を紹介している。

食物へのアクセスという観点からは、健康的な食品の開発・生産・販売を推進するために、市場への優遇措置を含めた政策をとっている国もあるという。公共政策は、税制、補助金及び直接的な価格設定によって、商品の価格に影響を与えることから、それによって人々の健康的な食物選択を奨励することが可能であるとしている。さらに、農業政策の重要性についても述べている。

一方、情報へのアクセスに関しては、一般消費者が健康的な食物を選択する拠り所となる情報提供という意味合いから、「インフォームド・チョイス」の重要性が唱われている。そして、一貫して矛盾のない、単純明瞭なメッセージを

つくり出す場が構成され、それらのメッセージが、政府の専門家及び非政府組織やボランティア団体並びに産業界によって広く伝達される必要性が述べられている。また、食品の広告は、食物の選択やさらには食習慣に影響を及ぼすことから、政府は消費者団体や産業界と共同して、特に子どもに対する産業界のマーケティング戦略に関して適切な対応や働きかけを検討する必要があるとしている。

5 対策の方向性

「健康日本21」が推進される中、地域住民の食生活の向上には、個人の行動変容とそれを支援する環境整備が重要という認識が広まり、前述したとおり、国、地方公共団体、関係団体、民間企業、ボランティア、NPO等、それぞれの立場での取組も進んでいる。しかし課題も多く、今後の方向として、大きく以下のような対策が必要である。

- ・ より健康的な食物選択を可能にする食物のアクセス面の整備
- ・ 一般住民にもわかりやすく魅力的で、かつ正しい健康・食生活に関する情報の提供システムの整備
- ・ 無関心層への情報提供のためのツール（学習教材・媒体）や場の開発
- ・ 食物へのアクセス面と情報へのアクセス面の整備と統合
- ・ 食環境整備を推進するための人材の確保と資質の向上
- ・ 食環境整備を推進するための予算の確保
- ・ 食環境整備に関わる関係者の連携の促進
- ・ 食環境整備を推進するための法的整備
- ・ 食環境整備の評価手法の確立と効果の検証

これらの対策の中には、直近で推進すべきもの、できるものと、すぐに実現することは難しいが、今後10年間くらいの社会の変化や健康づくりの動向を見据えて長期的視点で取り組まなければならないものがある。いずれにしても関係者が中長期的展望を共有し、連携しながら、統一性、整合性を持った食環境整備の推進が重要である。

(1) 食物へのアクセス

さまざまな取組が行われているにもかかわらず、国民の認識として、外食の場等で健康的な食物提供・情報提供が十分に行われていないと認識する者が多く、また、外食や市販の持ち帰り弁当等においては、野菜をとりにくい、脂肪が多いという状況等をふまえると、より健康的な食物選択の可能性が高まるような食物の生産、食品の製造、食事の提供を一層推進する必要がある。

また、提供されている1食当たりの量が適切でない食事も少なくなく、食べ過ぎ、食べ残し、ひいてはゴミの増加などの環境問題にもつながっている。従

って、健康づくりの視点からだけでなく、こうした面からも、1食当たりの適正な目安となるサービングサイズ（ポーションサイズ；1食当たり若しくは1回当たりの提供量）の検討が必要である。

また、こうした食物へのアクセス面の整備を推進するには、食品製造業従事者、外食産業従事者等の健康づくりに関する認識を高めるとともに食の安全、安心にもつながるよう、取組の必要性を理解するような学習の場や情報提供を積極的に行わなければならない。

（２）情報へのアクセス

栄養に関する正確な知識やスキルがないと認識する者が多いにもかかわらず、学習の場がない人、学習意欲のない人が多いことから、こうした関心の低い人々にも届くような情報提供の場やツール（学習教材・媒体）が必要である。従って、幼児から成人まで、系統だった食生活に関する学習の機会の保証や、栄養素・食品・料理の各段階のツール（学習教材・媒体）に関して、整合性をもって理解できるような学習の場が必要である。同時に、利用者の知識や関心の程度や生活習慣に合わせて、これらのツール（学習教材・媒体）を適切に選択し活用できるように管理栄養士等、専門家の一層の資質向上が求められる。

また、外食料理等に栄養成分表示などの健康的な食物選択に役立つ情報が付随していても、住民や利用者等、情報の受け手が、情報を理解できない。従って使えないという問題があるので、こうした解決のためにも、一層の学習の機会の提供が必要である。

さらには、これらの取組に対する住民や利用者の認知が低いために、こうした取組に参加した業者や企業にとって、利用者の増加等の具体的な経営上の利益や組織の便益につながらず、協力が得られにくい（説得する根拠に乏しい）状況があるので、マスメディア等による広報なども必要である。

（３）食物へのアクセスと情報へのアクセスの統合

より健康的な食物が、わかりやすく正しい情報を伴って提供されるような仕組みづくり、すなわち、食物へのアクセスと情報へのアクセスの両面を統

合した取組の一層の推進が必要である。

例えば、給食施設や外食産業、食品小売業等において、提供する食事や食品のうち健康に配慮した品揃えを増やし、同時に、選択する人、食べる人の健康づくりにとって、それがどう役立つのかを短時間で理解でき、選択の意志決定に生かせるような情報（必ずしも栄養成分表示とは限らない）を付随して提供していく具体的な方策づくり、などが考えられる。そのために、利用者と業者間において意見交換の実施や、モデル事業の実施など具体的な取組を行うことも必要である。

（４）国の役割

健康づくりのために食環境整備の推進を図る上で、国の役割は極めて重要である。

国は、健康という観点から、国民の食事の量と質のあり方を具体的に示すものとして、科学的な知見に基づき食事摂取基準（栄養所要量）や食生活指針を策定し、栄養・食生活の専門家や国民に対して、広く示している。さらに、このような健康と栄養・食生活という文脈の中から生まれる“健康づくり”のためのメッセージという範囲を超えて、国は、食品の生産・加工・流通及び一般消費者への販売等に関して、大きな影響力を持っている。

ここでは、食物へのアクセスと情報へのアクセスというそれぞれの観点から、国の役割を整理したい。

食物へのアクセスについては、国内の食料生産に関わる政策や輸出入に関する規制から始まり、一般消費者に対して、“ある価格”で食品が小売りされるまでのすべての過程に政府が何らかの関与をしている。しかし、健康という視点から国が、現在あるいは将来的に果たす役割に限ると、栄養管理が十分になされた給食を提供すること等のためには、国は、食事摂取基準（栄養所要量）を設定するとともに、特定給食施設の栄養管理の基準を設けるなど、法的・制度的な基盤整備を行う役割をもつ。

情報へのアクセスについては、調査・研究等による科学的知見の蓄積、それに基づいた正確かつわかりやすい情報の収集と適切な対象への時宜を得た発信があげられる。そのためには、国として行うべき調査研究について、的確な

研究課題の選定、研究予算の確保、関連研究機関の機能強化等を行う必要がある。さらに、栄養・食生活に係わる人材の養成や資質の向上等を、制度的に押し進めることも国として大事な役割である。また、食品の生産・流通が世界規模でダイナミックに展開する中で、国際的な動向についての十分な情報収集と必要な情報の時宜を得た発信を、国が中心となっていく必要がある。

食物へのアクセスと情報へのアクセスを統合するものとして、外食・給食メニューへの栄養成分表示等があるが、国はそれらの制度的な基盤の整備や指針の作成等において重要な役割をもつ。健康増進法等の下で行われる「健康日本21」等の健康づくり運動や生活習慣病対策において、栄養・食生活の課題が極めて重要であることは広く認識されている。その中で食環境面からの取組が、ヘルスプロモーションの観点からも、疾病予防のための地域全体への働きかけ（ポピュレーション戦略）という観点からも重要であるということを、社会全体に伝えていくことも必要である。

また、「健康日本21」の重点課題ともなっている施策の評価という観点からは、食環境整備に係わる取組の効果に関して、国民健康・栄養調査等の国で行う定期的な調査により、十分なモニタリング及び評価を行うことが求められる。

以上のことは、基盤づくりという観点からは、食物へのアクセス・情報へのアクセス面等での施策の展開のためのツール（学習教材・媒体）、人材・資源、調査研究等、（9）で整理されているとおりとなる。

国の施策においては、健康あるいは保健分野のみならず、食料生産・流通、海外との貿易、情報・教育等の非常に幅広い領域にまたがる、包括的な取組が必要であることから、省庁間や関連機関との有機的な連携が不可欠である。

（5）地方公共団体の役割

都道府県及び市町村は、より国民生活の場に近いところで行政サービスを提供するということから、国とは異なる行政機関としての役割が期待されており、各地域の特徴（健康課題、食生活、食料生産等）を踏まえつつ、食環境整備を推進することが必要である。「健康日本21」の地方計画が策定され、実行に移される中で、都道府県等では、「健康づくり応援の店」、「栄養成分表示の店」

等の登録・推進が行われ、学習の機会の提供等も行われてきている。このような取組をより一層実効性のあるものとするためには、地域の関係団体、民間企業、ボランティアやNPO等との連携により、住民にとっても、また食物を提供する側にとっても十分なメリットが感じられるような形で、長続きのする運動を展開する必要がある。これらの運動を展開するうえで、コーディネーターとしての地方公共団体の役割は大きい。また、「健康日本21」の地方計画の中間及び最終評価において、地域における食環境整備の有効性について、十分な評価が行われることが期待される。

(6) 関係団体、民間企業の役割

食環境整備において、生産・流通を含めて、食物を一般消費者に提供する側の役割は、極めて大きい。高齢化が進む中で、生活習慣病等の予防への人々の関心が高まっており、このような中で、健康づくりや疾病予防という観点から、いわゆる“ヘルシーメニュー”が、一般消費者にとって適正な価格で、正しい情報とともに提供されるよう、民間企業等は社会的に期待される役割を果たす必要がある。その際には、民間企業としての採算性の問題もあるが、過度の商業ベースでの展開とならないように、結果として消費者の健康に益するような、マーケティングを行うことが望まれる。また、食品関係団体においても、それぞれの会員等に対し健康づくりにおける食生活の重要性を周知する役割も大きい。

さらに、情報の提供者としては、マスメディアの影響が大きく、特に自己の判断能力が未成熟な子ども達に対しては、商品の宣伝も含めて、健康にとって適切な食物選択が行われるような正しい情報を提供することが求められる。

一方、食物の提供側と一般消費者の食品選択を有機的につなぐ存在として、栄養・食生活や健康にかかわる専門家あるいはボランティア等の団体の果たす役割も大きい。

(7) ボランティア、非営利民間組織（NPO）の役割

毎日の食事は、ごく日常的な場で営まれるものであることから、いわゆる“生活者”の視点から食環境整備を積極的に進める必要がある。そこで、大きな役割を担うものが、ボランティアであり、NPO等である。ボランティアについては、食生活改善推進員等、わが国における食生活改善の歴史の中で常に大きな役割を果たしてきているところであり、人々の生活の場に近いところでの住民への情報提供や、地域においてより健康的な食品を広く普及させる役割が今後益々期待される。NPOについては、行政でもなく、営利企業でもない、新たな組織形態として注目されおり、公益的な立場から、食生活を取り巻く健康上の様々な問題に対して、柔軟かつ時宜を得て対処する役割が期待されている。

(8) 地域における関係者の連携

地域は、私たちが人生の多くの時間を過ごす家庭が属する“場”であり、毎日の食生活の中心がそこで営まれている。これまで個々の役割を論じてきた国、地方公共団体、関係団体、民間企業、ボランティア並びにNPO等が、人々の生活に近い場において、具体的な課題に対して連携し、取組を行うことが望まれる。特に、地域産物が健康づくりにも活用されるといった食品生産側と健康づくりとの有機的な関わり合いは、国よりも、地域においてはより展開しやすいと考えられることから、行政機関等における所掌や分野を超えた幅広い連携が期待される。また、子ども達や就労者が1日の生活時間の多くを費やす保育所・学校や職域においては、給食、食生活に関連する教育及び健康管理を担当する者が、より一層地域や家庭とのつながりを深めて、それぞれの場における食環境を改善して行く必要がある。

(9) 食環境整備のための基盤づくり

食環境整備を効果的に進めるためには、これまで述べてきた様に多くの主体と国民自身がその意義を十分に理解し、共通の目標や方向に向かって、それぞれの役割を果たしていく必要がある。その際、国民に対して、わかりやすく、具体的な形で食物選択の拠り所となる情報を伝えることが重要となる。

そのため、国が中心となり、各種のツール(学習教材・媒体)、データベース、人材などに関して、必要な基盤づくりを行うことが求められる。

食物へのアクセス、情報へのアクセス面等での施策の展開のためのツール
一般消費者が健康的な食物を選択する際の拠り所となるような、具体的かつわかりやすいツール(学習教材・媒体)に関して、次のような検討及び開発・作成を進め、さらに広く国民に対して普及させていくことが必要である。

- ・何をどれだけ食べたらよいか等、適切な食事量を理解し、実際の食物選択(特に外食等)の補助となるツール(フードガイド等の学習教材・媒体)の作成
- ・健康づくりのための料理のサービングサイズ(ポーションサイズ; 1食当たり若しくは1回当たりの提供量)の検討及び視覚的媒体の作成
- ・健康的な選択を補助するための外食料理の栄養成分表示等の指針の見直し
- ・対象特性別の食生活指針の見直しなど 等

人材・資源等

栄養・食生活に関しては、単に情報を一般消費者に対して提供するだけでは足りず、専門的知識を背景に適切な指導やわかりやすい説明を行うことや、また、地域におけるボランティア活動も重要であり、さらには食品を提供する事業者や報道関係者等が正しい理解をすることが求められ、以下のような対応が必要である。

- ・食物の選択について具体的な支援を行う管理栄養士等の栄養・食生活の専門職や食生活改善推進員等のボランティア等の養成、資質の向上及び活用
- ・飲食店等の事業者、調理師、料理教室主催者、報道関係者等に対する必要な情報の提供等

食環境整備に関する調査・研究

栄養・食生活に関して、環境面から広範囲の人々に対して適切な対策を行うためには、それぞれの対策内容に関して、出来るだけわが国独自の科学的根拠となるデータを蓄積していく必要がある。そのために、関連研究機関、学術団体、大学、行政（国及び地域）及び食品産業関係団体等が協力しながら、以下に掲げるような調査・研究を積極的に行う必要がある。

- ・ 社会環境面からのアプローチによる栄養・食生活改善手法の開発及びその有効性の評価に関する調査・研究
- ・ 食環境整備の評価手法に関する調査・研究
- ・ 栄養・食生活に関する情報データベースの開発（専門家向け、一般国民向け、飲食店等の事業者向け、など）及びその有効活用に関する調査・研究
- ・ マスメディア等を通じての科学的根拠に基づく情報提供（専門家向け、一般国民向け、飲食店等の事業者向け、など）のあり方に関する調査・研究

（10）食環境整備の評価

一般的に健康づくりのための環境整備は、社会全体の仕組み等をゆるやかに転換することによって、国民に対して幅広く、長期的な視点から、より健康的な生活習慣へと導いていくものである。従って、最終的な目標とも言える疾病及び疾病等による障害やQOLの低下の予防としての効果が現れるまでには、ある程度の時間がかかるものと予測される。

そのため、より短期的な目標を設定し、国や地域において継続的あるいは定期的な把握が可能な評価手法を導入する必要がある。例えば、積極的な食環境整備の施策が国や地域で開始された際には、その周知度やそのような施策を通じて、人々の知識・態度や実際の食物選択等の行動がどのように変わったか等について、国や地域における健康・栄養調査等で把握を行う必要がある。また、食物や情報の提供側についても、その状況を把握・評価することが必要であろう。

さらに、食環境整備等の結果として現れた人々の食生活の変化が、健康指

標やQOL等の与える影響を、長期的な視点から継続的に評価することも重要である。

6 おわりに

健康づくり、生活習慣病予防の観点から個人の栄養・食生活に関する行動変容を支援する食環境整備の課題と対応の方向性についてとりまとめた。国際的にも健康づくりのための食物選択の幅を広げ、健康的な食物を選択する拠り所となる情報提供という意味合いから、「インフォームド・チョイス」の重要性が唱われている。また、健康づくりにおける栄養・食生活の重要性に加え、近年では食品の安全・安心、地域産物の活用など、国民の食生活への関心が高まる中、食育基本法案が国会に提出されるなど、「食育」の推進が大きな課題となってきた。健康づくりの面からの栄養・食生活に関する取組の1つとして、国、地方公共団体、食品関係団体、民間企業、ボランティア、NPO等の関係者が連携し、健康づくりのための栄養・食生活に関する環境づくり（食環境整備）が推進されることを期待する。

健康づくりのための食環境整備に関する検討会名簿

- 伊藤 隆一 (健康保険組合連合会常務理事)
- 宇都宮 啓 (岡山県保健福祉部長)
- 加藤 一隆 (社団法人日本フードサービス協会専務理事)
- 鈴木 久乃 (社団法人日本栄養士会会長)
- 高松 まり子 (板橋区教育委員会学務課)
- 武見 ゆかり (女子栄養大学助教授)
- 田中 一哉 (社団法人国民健康保険中央会審議役)
- 田中 清三 (全国飲食業生活衛生同業組合連合会会長)
- 田中 平三 (独立行政法人国立健康・栄養研究所理事長)
- 服部 幸應 (学校法人服部学園理事長)
- 樋口 一郎 (日経BP社「日経ヘルス」編集長)
- 松谷 満子 (財団法人日本食生活協会会長)
- 吉池 信男 (独立行政法人国立健康・栄養研究所研究企画・評価主幹)

：座長、　：座長代理

健康づくりのための食環境整備に関する検討会 開催状況

第1回 平成15年11月12日(水)
健康づくりのための食環境整備の基本的考え方について

第2回 平成15年12月9日(火)
健康づくりのための食環境整備に関する具体的な取組について

(事例) 民間企業、関係団体等における取組例

- ・企業における取組 (株)シダックス 総合研究所 所長代行 高戸良之氏
- ・関係団体の自主的な取組 (社)東京都司厨士協会港支部 幹事長 大澤孝浩氏
- ・ニュートリション運動推進会議の取組
(株)朝日エル 代表取締役社長 岡山慶子氏
- ・(社)日本栄養士会の取組 鈴木久乃委員
- ・(社)日本フードサービス協会の取組 加藤一隆委員
- ・米国ディズニーワールド紹介 東京農業大学 高橋東生氏

第3回 平成16年1月20日(火)
健康づくりのための食環境整備に関する具体的な取組について

(事例) 地方公共団体、外国における取組例

- ・福井県 福井県福祉環境部健康増進課 谷口孝子氏
福井県芦原温泉旅館協同組合 ヘルシーメニュー研究会 立尾章英氏
- ・広島県 広島県福祉保健部保健医療総室健康増進・歯科保健室 木村要子氏
- ・群馬県下仁田町 群馬県下仁田町保健センター 伊原よし江氏
- ・東京都世田谷区 世田谷区世田谷保健所 阿部晃一氏
- ・スコットランド、港区の例 武見ゆかり委員
- ・フィンランドの例 吉池信男委員

第4回 平成16年2月24日(火)
健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書骨子案について

第5回 平成16年3月17日(水)
健康づくりのための食環境整備に関する検討会報告書案について

参考資料 1 検討会発表事例概要

都道府県

事例 1 福井県

事例 2 岡山県

事例 3 広島県

特別区

事例 4 港区

事例 5 世田谷区

事例 6 板橋区

町

事例 7 下仁田町

関係団体

事例 8 (社)日本栄養士会

事例 9 (社)日本フードサービス協会

事例 10 (社)東京都司厨士協会

民間

事例 11 朝日エル

事例 12 シダックス

諸外国

事例 13 スコットランド(政策:食環境の取組内容)

事例 14 フィンランド(評価)

事例 15 米国ディズニーワールド(民間での取組)

事例 1

福井県における「健康づくり応援の店」 (県と温泉旅館協同組合との連携)

事例提供者：福井県福祉環境部健康増進課 谷口孝子氏
福井県芦原温泉旅館協同組合 ヘルシーメニュー研究会 立尾章英氏

1 内容

福井の健康づくり「食の応援団」事業として「健康づくり応援の店」の登録、外食アドバイザーの養成・派遣、旅館におけるヘルシーメニュー導入モデル事業を実施している。

健康づくり応援の店

県民が安心して外食を楽しむことができ、健康な食生活を育む街づくりを推進する飲食店。

外食アドバイザーの養成・派遣 ((社)福井県栄養士会に委託)

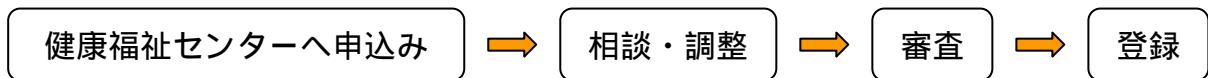
- ・栄養士の養成講座を修了した在宅栄養士に認定証を交付
- ・「健康づくり応援の店」登録を希望する飲食店の取組を支援
- ・栄養価計算、掲示物の作成協力等



旅館におけるヘルシーメニュー導入モデル事業

宿泊施設でも安心して旅行を楽しめる環境を整えるために、芦原温泉旅館協同組合でヘルシーメニュー研究会を設立し、標準的なヘルシーメニューを作成。組合員全員の取組が目標。

2 健康づくり応援の店登録の手順



3 「健康づくり応援の店」コースの内容

(1) ヘルシーサービスの実施コース(下記8項目中4項目以上が対応可能な場合)

ご飯の量が調節できる。

ノンオイルドレッシング等が選択でき、マヨネーズやタルタルソースは別添えできる。

定食につく汁物や漬物を別のものに変更できる。

かけしょうゆとして、減塩しょうゆや割しょうゆ、ポン酢等が選べる。

高齢者向けメニューの提供または宅配ができる。

野菜のおかわりができる。

禁煙席、禁煙タイム、店内終日禁煙のいずれかを実施。

行政が配布する健康情報に関するポスター、パンフレット等を提示。

(2) ヘルシーメニューの提供コース(下記7項目中3献立以上が対応可能な場合)

野菜たっぷり(1食分当たりの基準 120g 以上)

緑黄色野菜たっぷり(1食分当たりの基準 50g 以上)

カルシウムたっぷり(1食分当たりの基準 200mg 以上)

鉄分たっぷり(1食分当たりの基準 4mg 以上)

エネルギーひかえめ(1食分当たりの基準 650kcal 以下)

脂肪ひかえめ(1食分当たりの基準 16g 以下)

塩分ひかえめ(1食分当たりの基準 3.3g 以下)

(3) 栄養成分表示コース(下記の ~ のいずれかに該当する場合)

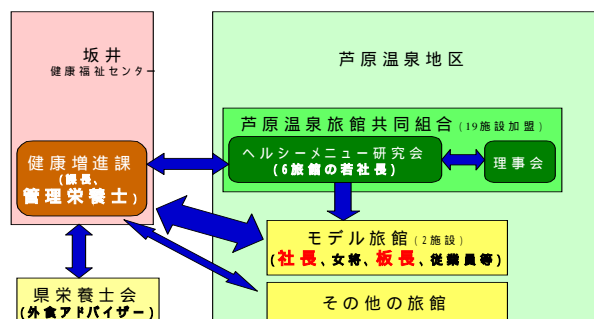
項目	登録基準
1食分の分量があるメニューの場合	人気のあるものやおすすめだと思ふメニューなど3献立以上のメニューに表示がある
1食分にならない単品メニューの場合	人気のあるものやおすすめだと思ふメニューなど10品以上のメニューに表示がある。
旅館や民宿などメニューの選択肢が限られている場合	1コース以上に表示がある。 (例:ヘルシーコースを1献立表示する等)

(4) そうざいを含む食品製造コース

製造している商品のうち10品以上(製造している商品が10品未満の場合は全ての商品)に対し健康増進法第31条により定められた栄養表示基準に基づいて表示し、かつ「健康づくり応援の店」になることを希望する場合。

4 旅館におけるヘルシーメニュー導入モデル事業(「健康づくり応援の店」として登録)

(1) 事業推進体制



(2) 事業内容

ヘルシーメニュー研究会

標準メニューの作成(和食、洋食) ヘルシーメニュー発表会、調理師の研修会

食生活改善推進員ブログ研修会でのヘルシーメニューの提供

糖尿病協会総会でのバイキング昼食の提供

(3) 標準献立



5 実施状況及び今後の取組

健康づくり応援の店は、平成16年3月10日現在220店舗登録されている。今後は、各登録店の内容の充実を図るとともに、旅館におけるヘルシーメニューの普及を図る。また、モデル地区においては、温泉療法やヘルシーメニューの提供、観光地散策を組み合わせた旅館の楽しみ方をパンフレット等により提案していく。

6 ホームページアドレス : <http://info.pref.fukui.jp/kenkou/index.html>

事例 2

岡山県における食環境整備事業 (栄養成分表示、学習の機会の提供)

事例提供者：宇都宮 啓委員

1. 「栄養成分表示の店」登録事業

1 内容

「栄養成分表示の店」は、提供する料理の栄養成分表示を実施し、岡山県に登録された飲食店等。
「栄養成分表示の店」として登録された飲食店等には、自主的に健康づくりに配慮したサービスの提供や健康情報の発信にも協力を依頼。

(1) 対象店舗

一般食堂（日本料理店、西洋料理店、めん料理店など） 仕出し屋（仕出し屋、弁当屋など）
宿泊施設（ホテル、旅館など） 製菓・製パン店（菓子屋、パン屋など） そうざい販売店

(2) 登録までの手順

申込み後、利用頻度の高い料理等について、県から委託を受けた
社団法人岡山県栄養士会が栄養成分計算を行う。栄養成分表示の方法に
ついては、アドバイスを行っている。

表示内容の確認した後、各保健所にて「栄養成分表示の店」として登録
し、登録証（ステッカー）を交付。



(3) 健康に配慮したメニュー等の提供

自主的に健康に配慮したメニューを提供する店については、県が作成したシールを配付。



2 実施主体 岡山県（一部を岡山県栄養士会に委託して実施）

関係団体との連携：

- ・岡山県栄養士会・・・栄養成分計算、表示物作成のサポート
- ・岡山県食品衛生協会、岡山県飲食店業生活衛生同業組合・・・各飲食店等へ事業の普及啓発
- ・岡山県栄養改善協議会・・・自分たちの利用した飲食店等にメッセージカードを使って呼びかけ

3 実施状況

大手百貨店や国民宿舎からも協力いただいております、平成15年度中に130店舗が登録される見込み。今後、飲食店の利用者側の意見を募り、効果的な事業展開に向けた検討を行う予定。

2. 朝食毎日食べよう大作戦

1 内容

(1) 普及啓発活動

学校や地域において、料理教室や健康教室等を開催し、朝食の大切さを普及啓発するとともに手軽にできる朝食メニューの調理実習を行う。

(2) 子どもの朝食アンケート

料理教室や健康教室等のあらゆる機会を利用して、子どもの朝食摂取の実態をアンケート調査。

2 実施主体 岡山県栄養改善協議会

3 実施状況

(1) 学校との連携事業

学童・生徒等を対象に、学校と連携を図りながら学校行事として料理教室、健康教室等を開催。

(2) 地域でのふれあい事業

地域において、親子等を対象に、夏休み等の長期休暇や土日の休み等を利用して料理教室、健康教室等の開催。

3. 地域のお母さんがすすめる健康支援事業

1 内容

(1) 閉じこもりがちな親子等への家庭訪問

地域で乳幼児健康診査等に参加しない閉じこもりがちな親子や育児不安を持つ親、食生活が乱れがちな親に、愛育委員、栄養委員が気持ちのこもった手作りおもちゃやおやつなどを持って親子交流会やクッキング等へ参加の声かけ訪問を行う。

(2) 親子交流会

愛育委員、栄養委員が中心となって、母子クラブ、老人クラブ、民生委員、児童委員等と連携しながら、その地域に伝承されている昔あそびや絵本の読み聞かせ等の実施を通して、親子の絆の深め方を学ぶ交流会を小地域で開催する。

(3) 地域のお母さんの味クッキング

家庭や地域に伝わるお母さんの味や地域の特産物を使った郷土料理等メニューを取り入れた親子料理教室を通して、バランスのとれた食生活を身につけ、楽しいコミュニケーションを図ることにより、親子の絆を深めるとともに子どもの情操を育む。また、旬の食材や郷土食を通して食文化を学ぶ。

(4) 研修会、報告会の開催

愛育委員、栄養委員のリーダーを対象に、地域ぐるみの「子育て」や「食育」に関する研修会を実施するとともに、各地域での実践活動の情報交換や専門研修を実施することにより健康に視点をあてた子育て支援能力のステップアップを図る。

2 実施主体 岡山県（岡山県愛育委員連合会及び岡山県栄養改善協議会へ委託して実施）

3 実施状況

「地域のお母さん」的存在である愛育委員、栄養委員の組織力やきめ細かいボランティア活動を生かし、母子クラブ、老人クラブ、民生委員、児童委員等と連携しながら、身近な相談相手としての声かけ訪問や小地域での親子交流会、親子料理教室の開催を通して地域の人たちと共に子育ての輪を広げている。

「健康おかやま21ホームページ」<http://www.pref.okayama.jp/hoken/kentai/kenkou/index.htm>

「岡山県栄養改善協議会ホームページ」

<http://www.pref.okayama.jp/hoken/kentai/eiyoukaizen/eiyoukaizen.htm>

事例 3

広島県における健康生活応援店事業
(県, 喫茶飲食生活衛生同業組合, 栄養士会との連携)

事例提供者：広島県福祉保健部保健医療総室健康増進・歯科保健室 木村 要子氏

1 内容

「健康ひろしま 21」の普及啓発の一環として、県民の自主的な健康づくりを支援する等、地域での健康づくりの拠点の一つとして「健康生活応援店」を認証している。認証された店には、認証ステッカーを交付。

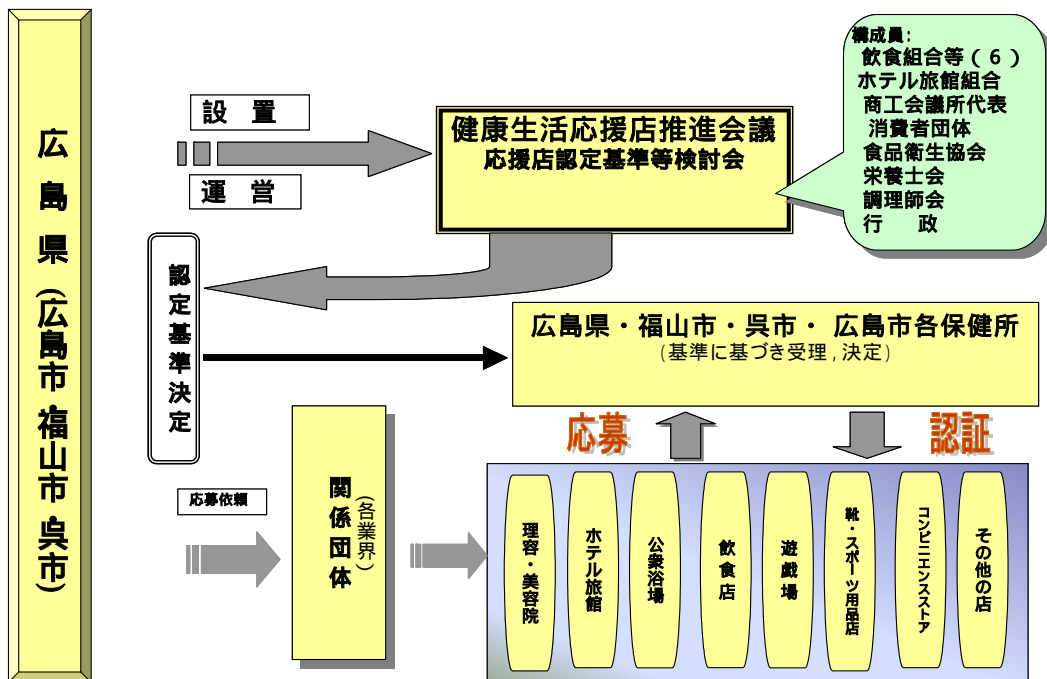
全県一斉実施に向け広島市、呉市、福山市に事業内容を説明し共同実施とした。

平成 14 年度は推進会議を開催し、認証基準、募集方法等検討後、関連業界へ制度を周知、広報し、認証店募集を開始した。また、制度の普及のためにポスター・チラシを配布し、保健所及び関係業界を通じ制度の普及に努めた。



ステッカー

2 健康生活応援店体系



3 登録までの手順

認証を希望する店舗は管轄の保健所に所定の様式で申し込む。申し込みは原則郵送とせず申し込み者(代理可)が直接出向いて行う。認証後、ステッカーが配布される。

4 喫茶飲食生活衛生同業組合との連携

健康生活応援店推進会議のメンバーである喫茶飲食生活衛生同業組合と連携し、栄養士会の協力を得て組合員への研修を実施し、健康生活応援店への参加を呼びかけ、食生活及び禁煙分煙応援店への取組を推進している。

